

農林水産省機構改革の基本方針（案）

農林水産省は、現在、国民視点に立った農林水産行政を実行し、国民の信頼を回復するため、「農林水産省改革のための緊急提言」（平成２０年１１月２７日農林水産省改革チーム。以下「緊急提言」という。）に盛り込まれた事項に係る工程管理等を行う「農林水産省改革の工程表」（平成２０年１２月２４日農林水産省省議決定。以下「工程表」という。）に沿って、改革を進めているところである。

このうち、平成２２年度の抜本的な機構改革に係る事項は、平成２０年１１月２８日の「農林水産大臣談話」（以下「談話」という。）にあるように、従来の農林水産省の業務の在り方を根本的に改めていく前提となるものであり、本年夏の機構・定員要求に向けた検討を着実に進めていく必要がある。

このため、機構改革に係る事項の検討に当たっての基本的な考え方を示す「農林水産省機構改革の基本方針」を下記のとおり策定し、もって「緊急提言」、「談話」及び「工程表」に即した農林水産省改革の実現を図る。

記

１ 本省組織の再編成

「緊急提言」で指摘されている以下の視点を踏まえ、本省組織の再編成を行う。

（１）「食の安全」の視点を最優先とする組織の実現

農林水産省の業務は、部局を問わず、生産から消費に至るフードチェーンとの関わりを持つものであることを踏まえ、全部局に、その業務とフードチェーンとの関わり度合いに応じて、「食の安全」の視点から所掌事務を監視・調整する組織を置く。

（２）利益相反部門の分離

国民の利益を保護し、行政に対する国民の信頼を得るためには、行政の行う事業者等に対する立入検査や行政内部の会計監査等のチェック機能が厳正に行われている必要がある。このため、これらのチェック機能が、事業者等に対する振興業務や予算の執行業務等の利益の相反する業務を担う部局において担われることのないよう、チェック機能を分離し、他部局へ移管する。

(3) 農林水産省改革の実効を期し、その永続を担保する体制の構築

① 農林水産省が国民から与えられた任務を的確に遂行し、その信頼を得ることができるよう、各部局が行う政策運営・組織運営等の業務全般について、指導・助言、監査等の手段を用いながら、その質の維持・向上を図る機能を有する、第三者を長とする組織運営監査組織を新たに設ける。この組織は、大臣直属の組織とする方向で検討する。

② この組織は、

ア 政策業務・内部管理業務に対する監査を行い、業務に国民視点が反映されているか等についてチェックを行う、

イ チェックの結果明らかになった業務遂行上のリスクを軽減するための措置を関係部局に求めること等を通じ、組織としてのリスク管理能力を向上させる、

等の業務を行う。

(4) 国民のニーズの変化に即応した体制の構築

海外への食料、資源等の過度の依存に対する不安の顕在化、地球温暖化など環境変化への危機意識の浸透等を背景とした社会全体の持続可能性への関心の高まり等を踏まえ、現在進めている農政改革や新たな食料・農業・農村基本計画の検討状況、さらには森林・林業政策、水産政策の今後の展開方向等に沿って、農林水産省が取り組むべき諸課題に的確でわかりやすい政策により対応できるよう、組織体制を構築する。

2 地方農政事務所の原則廃止と地方農政局、本省総合食料局の在り方の抜本的見直し

(1) 地方農政局・地方農政事務所の見直し

① 農林水産省の地方出先機関については、「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）における「事務・権限の見直しの内容」により見直しを行うこととなるが、その上で、引き続き国が担うべき事務・権限については、的確かつ確実に実施できる組織体制を構築する。

② 地方農政事務所が担ってきた食品表示の適正化、牛トレーサビリティ等の食の安全や消費者の信頼の確保に関する業務、経営所得安定対策の窓口業務等は、「出先機関改革に係る工程表」においても引き続き国が担うべき事務

・権限とされていることから、これらの事務・権限を的確かつ確実に実施できる組織体制を整備する。

③ その際、本省・地方出先機関相互の円滑かつ迅速な意思伝達や機動的な業務執行を通じた政策の実施体制を強化するため、現行の出先機関の階層を簡素化する。

④ また、当該組織については、管轄地域の国民のニーズを直接かつ迅速に把握して効率的・機動的に事務・権限を実施でき、特に消費者に対する情報提供が的確に行える体制を整備する。

⑤ 地方出先機関による統一的な事務・権限の執行が可能となるよう、地方農政局の統率機能を強化する。

(2) 主要食糧業務の今後の取扱いとその実施体制

① 本省・地方組織を通じた米麦の売買関連業務については、主要食糧の安定供給という責務や国家貿易方式を維持しつつ、現業的な業務の内容を見直し、食料・農業・農村基本計画の見直しとの整合性に配慮しながら、更に検討を進める。

② 食糧法等に基づく米麦の流通監視業務や農産物検査法に基づく指導監督業務については、地方分権の観点にも留意し、その的確な執行の在り方を検討する。

③ 本省も含め、米麦の流通監視業務等については、米麦の売買関連業務と切り離し、他部局へ移管する。

3 留意点

今後、平成22年度機構・定員要求の取りまとめに向けて実務上の検討を更に進め、8月末までに成案を得る。

(以上)